

JWWA B 117 : 2007 (水道用サドル付分水栓) は,平成 21 年 2 月 24 日付,平成 22 年 2 月 26 日付及び平成 23 年 3 月 30 日付で一部改正されました。改正箇所を次に掲載します。(全 2 ページ)

平成 21 年 2 月 24 日付改正 (平成 21 年 4 月 1 日適用) 箇所

頁	改正前	改正後	備考																										
21	<p>附属書 1 表 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td>mg/L 5 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	品質規定	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 5 以下	<p>附属書 1 表 2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td>mg/L 3 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	品質規定	有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 3 以下	3 か所 いずれも																		
項目	品質規定																												
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 5 以下																												
項目	品質規定																												
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 3 以下																												
22	<p>附属書 1 表 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1-ジクロロエチレン</u></td> <td>mg/L 0.02 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td>mg/L 5 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	品質規定	略		<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.02 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.04 以下	略		有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 5 以下	略		<p>附属書 1 表 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u></td> <td>mg/L 0.04 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]</td> <td>mg/L 3 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	品質規定	略		シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.04 以下	略		有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 3 以下	略		1,1-ジクロロエチレンを削除
項目	品質規定																												
略																													
<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.02 以下																												
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.04 以下																												
略																													
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 5 以下																												
略																													
項目	品質規定																												
略																													
シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.04 以下																												
略																													
有機物 [全有機炭素 (TOC) の量]	mg/L 3 以下																												
略																													
38	<p>附属書 7 表 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1,1-ジクロロエチレン</u></td> <td>mg/L 0.002 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L 0.004 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.002 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下	略		<p>附属書 7 表 3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u></td> <td>mg/L 0.004 以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.004 以下	略		1,1-ジクロロエチレンを削除								
項目	基準																												
略																													
<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.002 以下																												
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L 0.004 以下																												
略																													
項目	基準																												
略																													
シス-1,2-ジクロロエチレン及び <u>トランス-1,2-ジクロロエチレン</u>	mg/L 0.004 以下																												
略																													

平成 22 年 2 月 26 日付改正（平成 22 年 4 月 1 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考
21	附属書 1 表 2		2 か所いずれも
	項目	品質規定	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	0.01 以下	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	<u>0.003</u> 以下	
22	附属書 1 表 3		1,1,2-トリクロロエタンを削除
	項目	品質規定	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	0.01 以下	
	<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> 略	<u>0.006</u> 以下	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	<u>0.003</u> 以下	
37	附属書 7 表 2		2 か所いずれも
	項目	品質規定	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	0.001 以下	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	<u>0.0003</u> 以下	
38	附属書 7 表 3		1,1,2-トリクロロエタンを削除
	項目	基準	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	0.001 以下	
	<u>1,1,2-トリクロロエタン</u> 略	<u>0.0006</u> 以下	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	<u>0.0003</u> 以下	
	カドミウム及びその化合物 mg/L 略	<u>0.0003</u> 以下	

平成 23 年 3 月 30 日付改正（平成 23 年 4 月 1 日適用） 箇所

頁	改正前	改正後	備考
22	附属書 1 表 3		
	項目	品質規定	
	略		
	トリクロロエチレン mg/L 略	0.03 以下	
	トリクロロエチレン mg/L 略	<u>0.01</u> 以下	
38	附属書 7 表 3		
	項目	基準	
	略		
	トリクロロエチレン mg/L 略	0.003 以下	
	トリクロロエチレン mg/L 略	<u>0.001</u> 以下	
	トリクロロエチレン mg/L 略	<u>0.001</u> 以下	